

沼田町出産祝金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼田町で出生した子どもを養育する父又は母に、出産祝金を支給し、町の時代を担う子どもの成長を支援するとともに、家族の経済的負担の軽減を図り、以て子どもの健全な育成と沼田町の活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 出産祝金の支給対象者は、沼田町の住民基本台帳に登録されている者で引き続き1年以上町内に居住する意思のある夫婦（未婚の父母を含む）に子どもが出生し、出生届（死産は除く。）を提出した者とする。ただし、次の各号のいずれか該当する者は対象としない。

- (1) 令和2年度沼田町妊婦特別給付金を受けた妊婦が出産した新生児の母又は父
- (2) 出産等のために一時的に沼田町の住民基本台帳に登録した者
- (3) 申請人及びその世帯員に税、水道料、公営住宅料、保育料、給食費などの滞納がある場合

(出産祝金の額)

第3条 給付金の額は、新生児1人につき10万円とする。

(支給の申請)

第4条 出産祝金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼田町出産祝金支給申請書 兼 同意書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、

支給の可否を決定し、沼田町出産祝金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給の方法）

第6条 町長は、支給決定の通知をした申請者に対し、給付決定日の属する月の翌月末日までに給付金を沼田町出生祝金支給申請書に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。

（返還）

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段によって給付金の支給を受けた者があるときは、その者が既に受けた金額全額を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。